



Vol.42

★都市部の人口密集地域における危険化学製品生産企業の移転に関する指導意見

1 化学製品生産企業の移転に関する通達

2017年8月27日、国務院より驚くべき通達が出されました。人事労務問題にも関わりますのでご紹介したいと思います。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-09/04/content_5222566.htm

色々長々と書いているのですが、要するに2025年までに中国の都市部にある多くの化学品生産企業を移転させるというものです。

日系企業は化学品生産企業が多く、顧客先や仕入先にも化学品生産企業が含まれている場合があります。多くの都市部の化学品生産企業はこれからわずか数年以内に工場を移転をしなければならない可能性が出てきました。

2 通達記載の移転時期

通達記載の移転時期については以下の記載があります。

「都市部の人口密集地域にあり、現在安全と衛生を守るのに適さない危険な化学品生産企業は2025年までに環境規制に適應するための改造か、標準化学工業園区に移転するか、閉鎖することにより企業安全環境リスクが大幅に低下することになる。その中で中小型企业と重大なリスクが隠れている大型企業については2018年末までに移転を開始して2020年末までに移転を完成させる。その他の大型企業・特別大型企業は2020年末までに移転を開始して2025年末までに移転を完成させる。」

3 抽象的な内容

今回の対象となっているのは都市部の人口密集地域にあり「危険な」化学品生産企業なのですが、この「危険」の定義は曖昧なままです。

各地方政府が各種法令や標準仕様に従って調査や評価をすると記載しているのですが、行政が危険と判断すればおそらく企業は何ら為す術がない印象を受けます。

4 搬入改造

また、都市部の人口密集地域にある「危険な」化学品生産企業については①移転せず現状のまま改善する(「就地改造」)②移転して改善する(「搬入改造」)③閉鎖する、という3つの選択肢がある旨の記載があるのですが、実際の文中では圧倒的に「搬入改造」という言葉が使われる頻度が高く(53対6で「搬入改造」が多いです)、政府としては移転して改善をすることを期待していると思われれます。実際に日系企業の事例でも、環境行政当局からひどく高額な環境設備を導入するよう求められたりして、移転を暗に促すかのような態度を示す事例が増えました。

5 補償

では移転をした場合に中国政府は補償をしてくれるのでしょうか?文章を読む限りは、融資や工業用地の取得が行いやすくなる制度を作る記載はありますが、補償をする旨の単語は一つも見当たりませんでした。移転をするのであれば、自費で移転をしなければなりませんし、退職従業員の経済補償金も自費で負担しなければなりません。

6 日系企業は早めの検討を

ここまで化学品生産企業について厳しい通達が出た以上、方針が覆ることは無いと思われるため、移転の決断、用地の選定等早めの検討をすることが求められます。また、自社が化学品生産企業ではないとしても、突然取引先の内資企業の化学品生産企業がこの通達の移転規制をきっかけに倒産したり、製造を中止する可能性がありますので、様々なリスクを検討する必要があります。

お気軽にご相談下さい (10:00~17:00)

日本: 杜若経営法律事務所

TEL 03-3288-4981

中国: 上海邁伊茲咨询有限公司 (弁護士向井宛)

TEL +86+(21)6407-8585(内線 320)

E-mail mukai@myts-cn.com